

西契第461号-1
令和3年3月23日

関係業団体の長 様

西条市役所 財務部契約課長

工事関係提出書類の一部改正及び押印廃止について（通知）

日頃は西条市の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、工事における受発注者の業務効率化を図るため、工事関係提出書類の一部を改正し、併せて契約及び工事関係提出書類への押印廃止について、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴協会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 通知内容

(1) 工事関係提出書類一覧表及び参考様式の一部改正

各種提出書類の種類や提出要否及び提出時期等を整理しました。

※詳細は別添資料1をご参照ください。

(2) 工事関係提出書類の押印廃止

受注者側から提出する工事関係書類への押印（※1）は、原則廃止します。

(3) 入札・契約関係書類の取扱い変更等

ア 押印廃止について

別添資料2の提出書類について、押印を廃止します。

イ 提出書類の取扱い変更について

(ア) 課税事業者届出書

不要とします。ただし、免税事業者から提出する「免税事業者届出書」は従前どおり必要です。

(イ) 契約の締結申出書

不要とします。

(※1) 押印とは、社印、代表者印、現場代理人・主任技術者・監理技術者等印、測定者印などをいう。

2 適用日

令和3年4月1日以降に契約する工事を対象とします。

3 その他

押印しないことを強制するものではないため、従前どおり押印された書類も受付します。押印を求めない書類については、担当者が責任をもって内容確認を行った上で提出してください。

工事関係提出書類一覧表につきましては、市ホームページに掲載予定です。参考様式等もホームページからダウンロードして使用できますのでご活用ください。

<お問合せ先>

西条市役所 財務部 契約課 0897-56-5151（代）